

令和8年度  
離島のガソリン流通コスト対策事業  
実施の手引き

全国石油商業組合連合会

令和8年4月



# 目次

I	離島のガソリン流通コスト対策事業の概要	3
1.	事業の概要	3
(1)	対象となる離島・値引額	
(2)	対象となる油種	
(3)	対象となる用途	
(4)	対象となる販売店	
	補助対象離島一覧	4
2.	給油所等販売店への助成の内容	5
3.	事業を利用する販売店に行っていただきたいこと	7
(1)	事業の申し込み	
(2)	離島消費者への値引販売の開始	
(3)	値引販売の実施	
(4)	ガソリンの販売数量や仕入数量の記録	
(5)	小売価格調査への協力	
(6)	値引販売の終了	
(7)	その他	
II	離島のガソリン流通コスト対策事業の利用方法	10
1.	申し込み方法	10
2.	値引販売の実施内容	18

3.	ガソリン販売数量、仕入数量、値引後小売価格の記録	20
	(離島内で消費者にガソリンを販売している販売店用)	
4.	ガソリン販売数量、配送、値引後小売価格の記録	23
	(本土事業者等配送により離島の消費者に直接販売している販売店用)	
5.	値引額の助成金の請求手続き(12月分まで)	25
6.	値引額の助成金の請求手続き(1月分)	29
7.	お客様の問い合わせ対応Q & A	34
Ⅲ	「運営経費等の助成」の利用方法	35
Ⅳ	注意事項	35
	1. 支援事業の申請などについての相談	35
	2. 経理処理について	35
	3. 書類の保存について	36
巻末	「受付窓口一覧」	37

# I 離島のガソリン流通コスト対策事業の概要

## 1. 事業の概要

資源エネルギー庁は、給油所等販売店（給油設備のない販売店も含みます）が、離島内で消費されるガソリンを直接消費者に値引販売した場合に、販売店に規定の値引額を助成する等の「離島のガソリン流通コスト対策事業」を実施しています。

### (1) 対象となる離島・値引額

4ページの一覧が補助対象となる離島（以下「離島」という。）及び離島ごとに規定された値引額となります。

### (2) 対象となる油種

レギュラーガソリン及びハイオクガソリン

### (3) 対象となる用途

離島で消費されるガソリンであれば、自動車用、農業用、船舶用など全ての用途が対象です。混合油のガソリン分や自家消費分も対象です。

### (4) 対象となる販売店

以下の販売店が対象となります。

- ① 離島に所在するガソリン販売店は、助成の対象となります。
- ② 本土や他島に所在するガソリン販売店が、離島の消費者にガソリンを配送して直接販売している場合は、助成の対象となります。ただし、離島までの輸送コストを販売店が負担している場合に限り、対象者を「本土事業者等」という。）

# 対象となる離島・値引額

令和8年度 離島のガソリン流通コスト対策事業 値引単価表

(円/ℓ)

都道府県	島名	補助金額の単価	都道府県	島名	補助金額の単価	都道府県	島名	補助金額の単価
北海道	礼文島	15	広島県	阿多田島	20	長崎県	大島(平戸市)	4
	利尻島	15		似島	15		度島	8
	焼尻島	8		巖島	10		高島(平戸市)	15
	天売島	8		柱島	10		宇久島	15
	奥尻島	15		浮島	15		六島	15
宮城県	江島	25	平郡島	20	納島		15	
	網地島	25	祝島	20	小値賀島		15	
	田代島	18	大津島	15	大島(小値賀町)		15	
	寒風沢島	22	野島	15	甕島		15	
	野々島	22	蓋井島	15	高島(佐世保市)		10	
	桂島	22	六連島	15	黒島(佐世保市)		10	
	朴島	17	見島	20	中通島		15	
山形県	飛島	13	大島	15	若松島		15	
東京都	大島	10	相島	7	有福島		15	
	利島	35	豊島	10	漁生浦島		15	
	新島	35	直島	10	奈留島		25	
	式根島	35	男木島	20	久賀島		25	
	神津島	35	女木島	26	梳島		25	
	三宅島	35	本島	20	福江島		10	
	御蔵島	35	広島	10	盛峨島		25	
	八丈島	23	粟島	15	江島		26	
	青ヶ島	40	志々島	15	平島		26	
	父島	55	伊吹島	15	松島		10	
新潟県	粟島	10	小豆島	7	池島	15		
	佐渡島	10	伊島	15	高島(長崎市)	20		
石川県	船倉島	59	出羽島	15	湯島	8		
静岡県	初島	20	魚島	15	横浦島	15		
愛知県	佐久島	10	弓削島	5	御所浦島	10		
	日間賀島	15	生名島	7	姫島	10		
	篠島	15	岩城島	2	保戸島	15		
三重県	神島	9	大下島	20	大島	15		
	答志島	9	野忽那島	15	宮崎県	島野浦島	15	
	菅島	9	睦月島	15	獅子島	15		
	坂手島	7	中島	10	上飯島	15		
	濃鹿野島	9	怒和島	20	中飯島	15		
滋賀県	沖島	15	津和地島	20	下飯島	15		
兵庫県	沼島	15	二神島	20	種子島	10		
	男鹿島	20	大島(八幡浜市)	12	屋久島	10		
	家島	15	嘉島	1	口永良部島	25		
	坊勢島	15	戸島	1	竹島	15		
	西島	15	日振島	11	硫黄島	15		
島根県	島後	10	興居島	7	黒島	15		
	中ノ島	15	高知県	沖ノ島	15	口之島	33	
	西ノ島	15	福岡県	大島	10	中之島	35	
	知夫里島	15		相島	15	諏訪之瀬島	35	
岡山県	大多府島	15		玄界島	15	平島	35	
	鴻島	15		小呂島	20	悪石島	35	
	高島	15	姫島	8	小宝島	35		
	白石島	15	能古島	15	宝島	32		
	北木島	10	高島	11	奄美大島	10		
広島県	真鍋島	20	佐賀県	小川島	25	加計呂麻島	21	
	前島	15	加唐島	24	与路島	24		
	走島	20	馬渡島	24	請島	24		
	百島	11	長崎県	対馬島	10	喜界島	16	
佐木島	0	赤島	10	徳之島	10			
大崎上島	10	奄岐島	10	沖永良部島	17			
			青島	11	与論島	19		

注：本土と架橋された離島は共用が開始された日から補助対象外とする

## 2. 給油所等販売店への助成の内容

具体的には、次の3つの事業により助成します。

### (1) 値引販売に対する助成(離島のガソリン流通コスト対策事業)

販売店が、離島ごとに決められた1リットルあたりの値引額(以下「値引単価」という。)を通常の販売価格から値引して販売した場合、「値引販売数量×値引単価」分の金額を助成します。

(例)離島ごとに決められた値引単価が7円/Lで、年間のガソリン値引販売数量が

120,000リットルの場合は、年間の助成額は840,000円になります。

$$7\text{円/L} \times 120,000\text{リットル} = 840,000\text{円}$$

#### ※留意点

1. 「発券店値付カード」による販売など、他店代行として販売した数量は助成対象外です。
2. 販売店が業務上消費した自家消費分(販売店が配達等の事業用途で消費するもの)のガソリンは対象となります。ただし、自家消費分を経理的に処理していて、POS記録や帳簿等で数量の確認が取れるものに限りです。数量を証明できるように管理してください。なお、本土の販売事業者の自家消費分は対象外です。
3. 行政機関等へ、入札を含む値引販売した場合も対象となります。  
(本事業の利用については、入札を行う行政機関の指示に従ってください。)

### (2) ガソリン販売に関する検査や検定等に対する助成

#### (離島のガソリン販売関係法定検査等支援事業)

値引販売を行っている販売店が、あらかじめ指定された法定検査を実施する場合、その費用について定額(総額が(3)離島のガソリンスタンド等支援事業と合わせて45万円以内)で助成します。

### (3) 販売店の設備補修や備品購入等に対する助成

#### (離島のガソリンスタンド等支援事業)

値引販売を行っている販売店が、設備・施設の補修・改修や、設備の導入・備品の購入をする場合、その費用について定額(総額が (2) 離島のガソリン販売関係法定検査等支援事業 と合わせて45万円以内)で助成します。

### 3. 事業を利用する販売店に行っていただきたいこと

#### (1) 事業の申し込み

本事業を利用する販売店は、給油所ごとに国庫補助金の交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。(詳しい申し込み方法については10ページ以降をご覧ください。)

#### (2) 離島消費者への値引販売の開始

- ① 値引販売の開始日は、補助金の交付決定日となります。交付決定日は、交付決定通知書の発送により連絡いたします。
- ② 販売店は、交付決定日から規定の値引単価を値引きしてガソリンを販売してください。  
(注意) 交付決定日より前に値引販売を開始した分は補助対象となりません。  
必ず、交付決定日を確認してから値引販売を開始してください。

※ただし、前年度(2、3月を含む)から継続して値引き販売を行っている販売店であって、交付決定の通知を受けた販売店は、前会計年度の2月分から補助対象となります。

#### (3) 値引販売の実施

販売店は、通常の販売価格から、離島ごとに定められた値引単価を値引きしてください。

原則として、翌年1月31日までの値引販売に対する助成を行います。

(注意) 翌年の2月と3月分の値引販売に対する助成は予算が措置されることを前提に翌年度の事業で実施する予定です。

#### (4) ガソリンの販売数量や仕入数量の記録

値引販売の補助金額を計算するため、販売店は、日ごとに販売数量や仕入数量及び販売価格を記録してください。

#### (5) 小売価格調査への協力

国は値引販売の効果を検証する必要があります。販売店は国の委託を受けた民間調査会社(令和8年度委託先:株式会社日本能率協会総合研究所)が実施する小売価格調査へのご協力をお願いします。

#### (6) 値引販売の終了

① 原則として、翌年1月31日までの値引販売に対する助成を行います。

(注意) 予算が不足することが明らかな場合は、途中で本事業を終了しますが、その場合は、資源エネルギー庁から各販売店に文書にて通知します。

(注意) 翌年の2月と3月分の値引販売に対する助成は予算が措置されることを前提に翌年度の事業で実施する予定です。

② 来年度も事業を継続するか否かについては、各販売店に文書にて通知いたします。

#### (7) その他

- 交付決定後に、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合は、助成を受けられません。
- 当該補助事業に係る帳簿類等の書類は、値引販売期間終了後5年間の保管義務が課せられます。補助事業では必要に応じて会計検査院が現地調査を行

います。その際、関係書類の開示を求められますので、適切に管理・保管してください。

## Ⅱ 「離島のガソリン流通コスト対策事業」の利用方法

### 1. 申し込み方法

#### (1) 申し込みに必要な書類

販売店ごとに次の2つの書類を作成していただき、返送してください。

**離島のガソリン流通コスト対策事業補助金交付申請書(様式第1号の1)**

**誓約書、誓約事項及び役員名簿**

#### <添付書類>

次の方は、申請書に以下の書類を添付してください。

イ) 揮発油等の品質の確保に関する法律第3条に基づく登録の必要のない販売店  
(給油取扱所でないガソリン販売店)

- ガソリンを販売していることを証明できる直近3ヶ月以内(11月～翌1月)の書類  
(販売伝票又は納品書の一部の写しなど)

ロ) 配送により離島の消費者へ直接ガソリンを販売している販売店(本土事業者等)

- 離島へガソリンを配送していることを証明できる直近3ヶ月以内の書類(配送伝票の一部の写しなど)

## (2) 記入方法

### 離島のガソリン流通コスト対策事業補助金交付申請書(様式第1号の1)

次の要領により、申請書を作成してください。(13、14ページ記入例参照)

(申請者)

- 申請日は本事業の開始日(通常は4月1日)を記入してください。
- 代表者の印鑑を押印してください(必須)。

#### 1. 申請給油所

- ガソリンスタンドの場合は、品確法登録番号を記入してください。
- 本土事業者等(他島の消費者へガソリンを配送して直接販売している離島販売店も含む)は、「本土事業者等」の欄に○を付けてください。

#### 2. 交付申請額等

- 「年間販売予定数量」は、事業期間内の途中で超過しないように見積もってください。
- 4ページの補助対象離島一覧を確認の上、「助成額」欄に離島ごとの値引単価を記入し、交付申請額を計算してください。
- 本土事業者等のみ、様式1号の1別紙(14ページ参照)も記入してください。

### 3. 送金先

- 送金先(通常商売上の取引で使用している口座)を記入してください。また、必ず口座名のフリガナを記入してください。

# 記入例：離島のガソリン流通コスト対策事業補助金交付申請書(様式1号の1)

(様式第1号の1)



窓  使用枠

令和〇〇年〇〇月〇〇日

全国石油商業組合連合会  
会長

○新規に事業を開始する方は、値引販売を開始する日が交付決定日となります。  
 ・4月1日開始の場合は「4月1日」でご記入し、ご提出ください。  
 ・期中に申請する場合は、営業開始日を営業前にご連絡頂きご提出ください。  
 ○前年度から事業を継続する方は、事業開始日(通常だと4月1日)が交付決定日となります。  
 ・「4月1日」でご記入し、ご提出ください。

印

## 令和〇〇年度離島のガソリン流通コスト対策事業(値引販売) 補助金交付申請書

標記補助金の交付について、業務方法書第5条第1

”申請資格”に関係しますので、必ず記載してください。  
 登録の無いガソリン販売店は、直近3ヶ月以内の「ガソリン販売を証明する書類」を添付してください。

### 1. 申請給油所等

都道府県名	〇〇県		
申請者の区分 ※該当に〇印	<input type="radio"/> ガソリンスタンド	品質確保法 登録番号	9-99999-9999
	<input type="radio"/> ガソリンスタンド以外	系	列 コスモ
給油所等の名称	〇〇〇給油所		
給油所等の住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇-〇-〇〇-〇〇		
電話	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	FAX	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
連絡担当者名	〇〇〇〇〇〇		

本土事業者は、〇をしてください。

※1「離島名」は本土事業者等

### 2. 事業実施期間

### 3. 交付申請額等※3

交付申請額	(A) 2,343,880 円						
年間販売予定数量 (L)	2月分※4	3月分※4	4月分	5月分	6月分	7月分	合計(A)
	14,990	16,398	20,000	23,000	25,000	25,000	
	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	234,388
	15,000	15,000	15,000	25,000	20,000	20,000	L
値引単価(B) (円/L)	※5 10 円						

2・3月分の実販売数量に  
小数点以下が含まれて  
いる場合は、  
**切り捨てし整数にし  
てください。**  
4~11月分も整数で記入  
してください。

補助金受給額の”上限設定”です。  
「交付決定額」を超えた補助金は助成できませんので、必要に応じた額を見積もってください。

「島別値引単価表」から該当する値引単価を記入してください。

※3 本土事業者等の場合は、様式第1号の1別紙に離島ごとの交付申請額内訳を記入。

※4 2月分と3月分は概算払請求を予定している販売数量を記入。

ただし、小数点以下の数量があれば切り捨てて記入。例：198.001 → 198 / 200.999 → 200

※5 離島ごとに定められた1リッター当たりの値引額を記入。本土事業者等の場合は該当する額を全て記入。

### 4. 送金先(登録)

本事業に係る送金は、下記の口座をお願いします。

金融機関名	〇〇〇銀行		
支店	本店営業部		
預金種別	<input type="radio"/> 普通	<input checked="" type="radio"/> 当座	(該当に〇を付けてください)
口座番号	000108		
フリガナ	か)〇〇〇〇ショウジ		
口座名義	(株)〇〇〇〇商事		

通常商売上の取引で使用している口座をお願いします。

引き続き今年度も申請する方は、変更の有無について〇をしてください。

フリガナは必ず記入してください。

※必ずフリガナをご記入ください。→

【前年度登録口座と(  変更無  変更有 ) 該当に〇を付けてください】

**記入例：離島のガソリン流通コスト対策事業補助金交付申請書（様式1号の1別紙）**

- 本土事業者等（本土や他島から配送により離島の消費者へ直接ガソリンを販売している販売店）は、「年間販売予定数量合計」、「助成額」、「交付申請額」の離島ごとの内訳を記入してください。

**※自島のみで販売されている方は記入の必要はありません。**

（様式第1号の1別紙）



本土事業者等交付申請額内訳

＜申請数量＞

都道府県名	離島名	年間販売予定数量 合計（L）	助成額 （円/L）	交付申請額内訳（円）
1 ○○県	○○島	1,000	10	10,000
2 ○○県	×○島	1,000	10	10,000
3 ×○島	▲○島	1,000	7	7,000
4				
5				
6				
7				
8				
9				
総合計		3,000		27,000

本土事業者等は、島ごとの販売予定数量を記入し、その積算で交付申請額を計算してください。

※自島のみで販売している場合は、添付の必要はありません。

## 誓約書、誓約事項及び役員名簿

- 誓約書の内容をご確認の上、申請者の住所、氏名又は名称、代表者名を記入し、代表者の印鑑を押印してください。(必須)
- 裏面の「暴力団排除に関する誓約事項」を必ずお読みの上、別添として「役員名簿」を添付してください。
- 氏名カナ、氏名漢字、生年月日(和暦)、性別、会社名、役職名を必ず記載してください。

### 誓約書

債引|販売、法定検査等、補修・購入補助用

年 月 日

全国石油商業組合連合会  
会長 森 洋 殿

(申請者)  
住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名

印

### 誓 約 書

私は、離島のガソリン流通コスト対策事業業務方法書第3条第2項各号に規定する下記の事項に該当いたしません。

また、離島のガソリン流通コスト対策事業の実施にあたっては、正確、誠実に実行いたします。

万一この誓約書に違反することがございましたら、直ちに補助金を返還することを誓約いたします。

### 記

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者。
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者。
- 三 揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)の規定により業務の停止命令を受け、その期間が終了した日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者。
- 四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)の規定に基づく排除措置命令を受けた日、若しくは裁判所が差し止めを行った日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者。
- 五 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)の規定に基づく措置命令を受けた日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者。
- 六 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」各号に記載されている事項に該当する者。
- 七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)(第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者。
- 八 補助事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由のある者。

以 上

## (誓約書 裏面)

別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

※ 上記事項に同意し、役員名簿を添付して下さい。

## 記入例：暴力団排除に関する誓約事項：別添

別添

役員名簿

氏名カナ	氏名漢字	生年月日			性別	会社名	役職名
		和暦	年	月 日			
ケイジ ヲツ	訓練 実施	5	30	03 04	男	株式会社訓練	代表取締役社長
トウキ イロウ	東北 一郎	5	40	01 01	男	株式会社訓練	常務取締役
カズミ ヒサ	関西 花子	5	45	12 24	女	株式会社訓練	取締役営業本部長

## (2) 申請書類の送付先

申請書類は、37ページの「受付窓口一覧」を参照の上、該当する申込窓口までお送りください。

## 離島補助事業者「役員名簿」についてのQ&A

「役員名簿」については、お手数をお掛けしますが、事情をご理解頂き添付をお願いいたします。

- ①支部等があり組織が複雑だが、どの組織の役員名簿か？  
⇒申請書の右上に記載する「申請者」単位です。
- ②記載する「役員」とは、どのレベルまでか？  
⇒登記簿謄本に記載する役員レベル全てです。
- ③個人事業主の役職名は？  
⇒「個人事業主」と記載してください。
- ④登記簿謄本等のコピーではダメなのか？  
⇒必要事項(生年月日や氏名カナ等)の記載が無い場合役員名簿の作成をお願いしています。
- ⑤役員名簿添付の目的が分からないが、どうしても必要なのか？  
⇒暴力団排除のため何かあった場合、極力“個人を特定出来るよう”にする為なので、性別や生年月日、フリガナが必要とのこと。
- ⑥申請毎に添付が必要だが、手間が大変なので軽減できないか？  
⇒補助金を申請する人が“申請ごとに誓約する”のが主旨なので、省略することは出来ません。
- ⑦添付が必要な書類とは何か？  
⇒値引販売申請書(年1回)、法定検査等申請書(都度)、補修・購入申請書(都度)に添付してください。
- ⑧記載した役員に変更があった場合はどうしたら良いか？  
⇒変更届等ご連絡は必要ありません。申請する時点での役員を記載してください。
- ⑨手書きや原本等の決まりはあるか？  
⇒コピーで結構です。

以上

## 2. 値引販売の実施内容

### (1) 値引販売の対象は離島内の全ての消費者

- 離島住民だけでなく、企業や自治体などの需要家や観光客・滞在者など離島内でガソリンを消費する全ての者が値引販売の対象となります。
- 販売店が配達等の事業用途で消費するガソリン（自家消費ガソリン）も補助対象となります。ただし、自家消費分を経理的に処理していて、POS記録や帳簿等で数量の確認が取れるものに限りです。なお、本土の販売事業者は対象外です。

(注意) 石油販売業者への卸売分は対象外となります。

### (2) 補助対象油種はレギュラーガソリンとハイオクガソリン

- 軽油、灯油、重油は補助対象外です。
- 混合油は、ガソリン分のみ補助対象となり、潤滑油分は補助対象外となります。

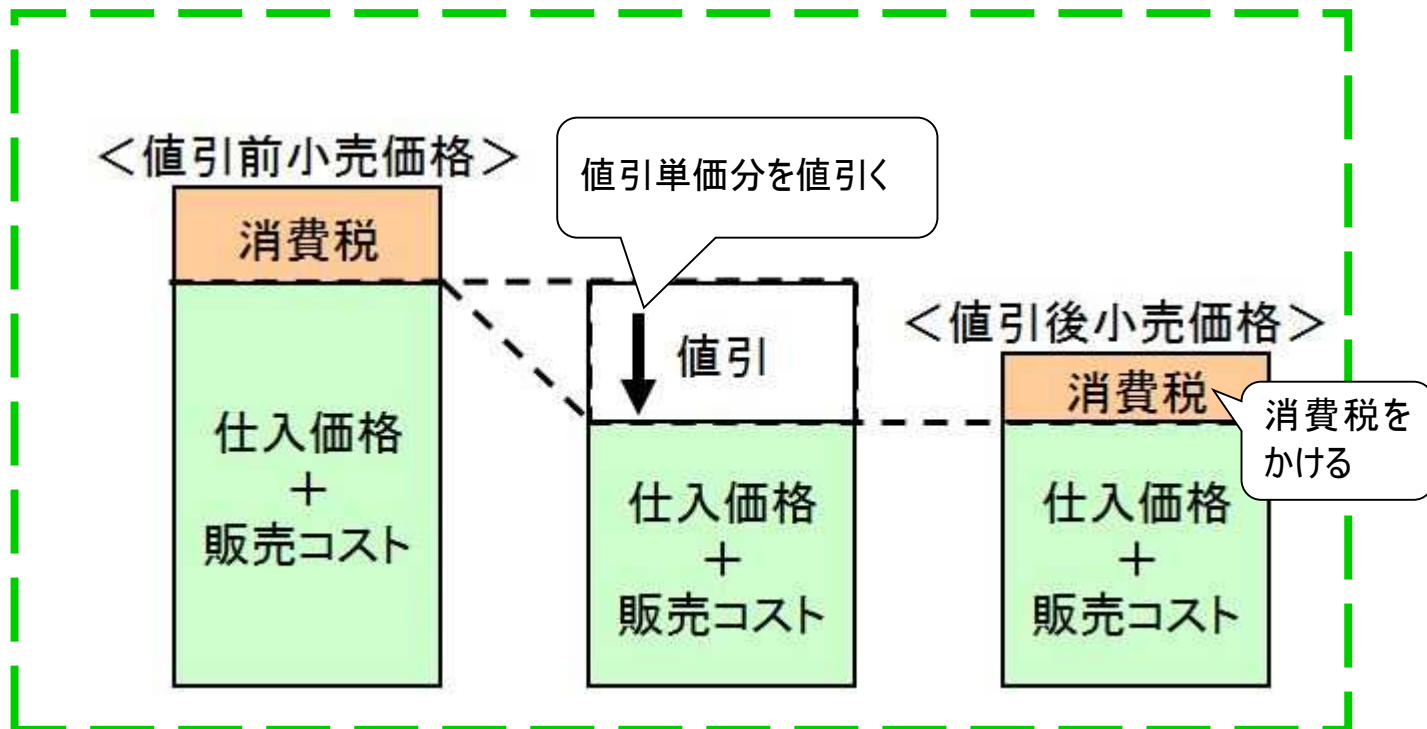
### (3) 値引販売の対象となる販売方法

- 現金販売や掛け売り販売のほか、クレジットカードやプリペイドカードによる販売も値引販売の対象となります。

(注意) 「発券店値付けカード」による販売や他店の代行販売分は補助対象ではありません。必ず値引販売数量から除いてください。

#### (4) 値引き方法の考え方

消費税抜き価格から値引単価(4ページ参照)を差し引いて、消費税をかけて販売してください。



### 3. ガソリン販売数量、仕入数量、値引後小売価格の記録 (離島内で消費者にガソリンを販売している販売店用)

#### (1) 販売数量、仕入数量、値引後小売価格を記録

助成金の支払額を集計するため、ガソリンの販売数量、仕入数量、値引後の店頭小売価格（最も販売量の多い小売価格）を毎日記録してください。

(注意) 値引販売の対象とならない発券店値付けカード分、代行給油分は差し引いてください。

#### (2) 数量記録の方法(次のいずれかの方法により毎日記録)

※数量記録は、助成金の支払請求書を提出する際に必要になります。

##### (1) POSによる記録

(注意) 日ごとの販売数量及び仕入数量、月単位の合計販売数量及び仕入数量が確認できるPOS帳票が出力できることが条件です。また、値引後の店頭小売価格(消費税込み)の単価を日報の余白に記入してください。

##### (2) 「月間 販売・仕入記録表(島内販売用)」による記録

21ページの記入例を参考にして、次の事項を日ごとに記録します。

###### ① 販売数量(数量を集計するには以下の方法などがあります)

- 販売レシートや納品書などにより集計する方法
- 計量機の積算メーターから計算して確認する方法

###### ② 仕入数量

- 仕入伝票などをもとに記録

###### ③ 値引後の販売価格

- 値引後の店頭小売価格(消費税込み)の単価を記録

# 記入例: 月間 販売・仕入記録表(島内販売用)

(様式: 第15号別添1・第10号の1別添1)

月間 販売・仕入記録表(島内販売用)

〇〇年	会社名/給油所等名称
8月分	補助金交付承認番号

「混合油」(ガソリン分)については、<混合油>と修正記入して頂いても結構です。

<レギュラー>			<ハイオク>		
日付	販売数量 (L)	仕入数量 値引	日付	販売数量 (L)	仕入数量 値引後の 店頭小売価格 (消費税込・円/L)
1			1		
2			2		
3			3		
4			4		
5			5		
6			6		

日々記載して頂くのは、「値引」販売数量ではありません。

・「販売した全ての数量」(補助対象外を含む)を日毎に記入してください。  
 ・左下の枠で、追加する数量(+)と対象外の数量(-)を精算してください。  
 ※自家消費分は、日毎か左下欄のどちらかに記載してください。

※小数点以下の取り扱いについて  
 販売数量の根拠となる帳票類に記載された数量表示と、  
 同じ桁数で記入してください。  
 (概算払請求書で、値引単価を掛けた後の額で、小数点以下を切捨てます。)

小売価格が複数ある場合は、最も販売量の多い店頭小売価格を記入してください。

当月代行分等の販売数量が”翌月初め”にしか分からない場合は、  
 翌月で修正せず、その数量を枠内で(+・-)してから各窓口にご提出ください。

①		②	
総販売数量 ①+②	130,000	←↑	修正がある場合は、その月毎に修正箇所を記載した記録表を添付してください。
他店 代行給油受託分(-)	500		
元売等(発券店値付け)代行分(-)	10,000		
(-)			修正がある場合は、その月毎に修正箇所を記載した記録表を添付してください。
代行給油 依頼分(+)	300		修正がある場合は、その月毎に修正箇所を記載した記録表を添付してください。
(+)			修正がある場合は、その月毎に修正箇所を記載した記録表を添付してください。
(6,7月分)修正	+520	←	責任者の署名と押印をお願いします。
※ 値引した販売数量(補助対象)	120,320	←	

値引販売数量、仕入数量及び小売価格については、上記のとおり相違ありません。

代表者名:

印

# 記入例：過去分の販売数量の修正の仕方

(様式：第15号別添1・第10号の1別添1)

## 月間 販売・仕入記録表(島内販売用)

〇〇年  
6月分

### 過去分修正の仕方

(修正がある場合、月毎に記録表を作成して添付してください。)

27	-120			27			
28							
29	+440						
30							
計	+320	0					

会計検査院から「修正する場合は、何日の修正か分かるようにしてほしい。」との要望がありましたので、必ず該当日の修正販売数量を記入してください。

①		②	
総販売数量 ①+②			
値引していない数量	他店 代行給油 受託分(-)		
	元売等(発券店値付け)代行分(-)		
	(-)		
代行給油 依頼分(+)			
(+) 〇			
( 6 月 分 ) 修 正			
※ 値引した販売数量(補助対象)			

- ← 帳簿類の数字は丸めずに、そのまま小数点以下もお書きください。  
「自社の売上となる販売数量のみ」が補助対象となります。  
仕入数量については、仕入伝票等をもとに記入してください。  
値引後の店頭小売価格は、販売量の多い小売価格を、消費税込みで記入してください。
- ← 修正がある場合は、+・- を明記して、ご記入ください。  
修正が複数月ある場合は、月毎の明細を添付してください。

(様式：第15号別添1・第10号の1別添1)

日毎の記載と、左下欄を使用し、「(〇月分)修正」欄に、その月の修正総数量を記入してください。

〇〇年  
7月分

会社名/給油所等名称	
補助金交付承認番号	

1			
2	+500		
3			
4			
計	+500	0	

27			
28	+251		
29			
30			
計	+251	0	

①		②	
総販売数量 ①+②			
値引していない数量	他店 代行給油 受託分(-)		+751
	元売等(発券店値付け)代行分(-)		-550
	(-)		
代行給油 依頼分(+)			
(+) 〇			
( 7 月 分 ) 修 正			
※ 値引した販売数量(補助対象)			

- ← 帳簿類の数字は丸めずに、そのまま小数点以下もお書きください。  
「自社の売上となる販売数量のみ」が補助対象となります。  
仕入数量については、仕入伝票等をもとに記入してください。  
値引後の店頭小売価格は、販売量の多い小売価格を、消費税込みで記入してください。
- ← 修正がある場合は、+・- を明記して、ご記入ください。  
修正が複数月ある場合は、月毎の明細を添付してください。

値引販売数量、仕入数量及び小売価格については、上記のとおり相違ありません。

代表者名: \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

## 4. ガソリン販売数量、配送、値引後小売価格の記録

(本土事業者等配送により離島の消費者に直接販売している販売店用)

### (1) 販売数量、配送、値引後小売価格を記録

助成金の支払額を集計するため、ガソリンの配送先、荷姿（容器の種類・容量）、数量、値引後の小売価格を配送の都度記録してください。

(注意) 本土事業者等が配送コストを負担しない場合は対象外となります。

### (2) 数量記録の方法

#### 「月間 販売数量表(需要家直送用)」による記録

24ページの記入例を参考にして、配送したことを証明する書類(配送伝票等)に基づき、販売先(配送先)、荷姿(容器の種類・容量)、数量、値引後のガソリン小売価格(1リットルあたりの単価・消費税込み)を配送ごとに記録します。

#### 「月間 販売数量表(本土事業者島内販売用)」による記録

25ページの記入例を参考にして、次の事項を日ごとに記録します。

- ① 離島の販売店に値引販売を依頼した代行給油販売分
- ② 値引後の販売価格
  - 値引後の店頭小売価格(消費税込み)の単価を記録

# 記入例：月間 販売数量表（需要家直送用）

## 月間 販売数量表（本土事業者島内販売用）

（様式：第15号別添2・第10号の1別添2）

### 月間 販売数量表（需要家直送用）

〇〇年	会社名／給油所等名称
〇月分	補助金交付承認番号

	配送先島名	販売先名 ※1	販売先住所	配送日	油種	荷姿 (容器の種類)※ 2	個数	数量(L)	値引後のガソリン 小売価格 (円/L) ※3	添付資料No. ※4
1	〇〇島	〇〇 〇〇子			ハイオク	ドラム缶	2	400	165	1
2	△△島	△△教職組合			レギュラー	携行缶(10L)	3	30	165	2
3	〇〇島	〇〇工業	〇〇市〇〇郡〇〇村	5	レギュラー	ドラム缶	3	600	165	3
4	〇〇島	〇〇 〇〇子	〇〇市〇〇郡〇〇村	6	ハイオク			400	165	4
5	〇〇島	〇〇機器工業	〇〇市〇〇郡××村	7	レギュラー				165	5
6	△△島	△△教職組合	〇〇市△△郡△△△村	8	レギュラー	携行缶(10L)	3	30	160	6
7	××島	△× △× 郎他	〇〇市××郡〇×村	10	レギュラー	コンテナ(1KL)	2	2,000	160	7
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

番地までは記入不要です。

容量も記載してください。

島別に集計したものを、請求書添付の「請求金額内訳」表に記載してください。

配送したことを示す帳票類（配送伝票等）の写しに資料番号を付し、添付してください。

\* 修正がある場合は、+・-を明記して、ご記入ください。

ガソリン販売数量の総合計	3,660 L
( 月分) 修正	L
総合計	3,660 L

※1 販売先が複数名の住民等の場合は、代表者と「他〇名」と記入していただいて結構です。  
 ※2 荷姿(容器の種類)は、コンテナや携行缶等容器単位の容量が複数あるものについては、必ず容量を明記してください。  
 ※3 値引後のガソリン小売価格は、実際に販売した値引後のガソリン販売価格の1リッターあたりの単価(消費税込み)を記入してください。  
 ※4 助成対象者が販売先に配送したことを証明する書類(配送伝票等の写し)を添付し、照合できるように連番を記入し、「添付資料No」の欄に記入してください。

月間 販売数量表(本土事業者島内販売用)

〇〇年 〇月分			会社名/給油所等名称		
			補助金交付承認番号		

<レギュラー>			<ハイオク>		
日付	値引販売数量 (L)	値引後の 店頭小売価格	日付	値引販売数量 (L)	値引後の 店頭小売価格 (消費税込・円/L)
1			1		
2			2		
~~~~~					
30			30		
31			31		
計	0.00		計	0.00	

① 値引販売数量合計(①+②) 0.00

( 月分)修正 0.00

総合計 0.00

\* 修正がある場合は、+・- を明記して、ご記入ください。

(注) 値引販売数量については、代行者のからの請求数量をもとに記入してください。  
 値引後の店頭小売価格は、販売量の多い小売価格を消費税込みで記入してください。  
 値引販売数量、小売価格については、上記のとおり相違ありません。

代表者記名: \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

## 5. 値引額の助成金の請求手続き(開始月~12月分まで)

### (1) 助成金の請求に必要な書類(提出書類)

次の2つの書類を、値引販売した月の翌月15日までに、送付してください。

#### 離島のガソリン流通コスト対策事業補助金概算払請求書(様式第15号)

##### <添付書類>

##### ○離島内の販売店の場合

「月間 販売・仕入記録表(島内販売用)」、又はPOSシステムによる日報及び月報を添付してください。(21ページ参照)

##### ○本土事業者等(島外から配送により離島の消費者に直接販売)の場合

「月間 販売数量表(需要家直送用)」、及び配送したことを証明する書類(配送伝票等の写し)を添付してください。(24ページ参照)

## (2) 請求書への記入方法

### 離島のガソリン流通コスト対策事業補助金概算払請求書(様式第15号)

- 「月間ガソリン販売数量合計」「値引額」を記入した上で、「請求金額」を計算して記入します。添付した該当書類に○を付けます。
- 代表者の印鑑を押印してください(必須)。

### 記入例: 離島のガソリン流通コスト対策事業補助金概算払請求書(様式第15号)

拾印

(様式第15号)  
全国石油商業組合連合会  
会長 森 洋 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

必ず提出日を記入してください。

氏名又は名称及び代表者名	④
給油所等名称	
補助金交付承認番号	

「交付決定通知書」記載の「交付決定日」を記載してください。

令和〇〇年度離島のガソリン流通コスト対策事業(値引販売)  
補助金概算払請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付で交付決定のありました上記補助事業に関し、業務方法書第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

「販売数量合計(B)」は、小数点以下をそのまま記載し、「値引単価(A)」を掛けた後、小数点以下を”切捨て”してください。(※四捨五入は厳禁)

1. 請求金額

	352,380 円
--	-----------

2. 請求金額内訳※

値引単価/L(A)	月間ガソリン販売数量合計(B)
10 円	35,238.09 L

※ 本土事業者等の場合は、様式第15号別紙に離島ごとの請求金額内訳を記入。

3. 送金先

離島のガソリン流通コスト対策事業補助金交付申請書に記載した口座に送金してください。

4. 添付書類(添付した該当書類に○を付けてください。)

	1. POSシステムの帳票(ガソリンの仕入数量及び販売数量がわかるもの)
○	2. 月間 販売・仕入記録表の原本(代表者の記名・押印のあるもの)
	3. 月間 販売数量表(需要家直送用)の原本及び発送したことがわかる伝票の写し

記入例：離島のガソリン流通コスト対策事業補助金概算払請求書（様式第15号別紙）



（様式第15号別紙）

本土事業者等請求金額内訳

＜概算請求内訳＞

都道府県名	離島名	月間販売数量合計（L）	値引額（円/L）	請求額内訳（円）
1 ○○県	○○島	1,600	10	16,000
2 ○○県	△△島	60	10	600
3 ○○県	××島	2,000	7	14,000
4 ○○県	○×島	12,320	10	123,200
5				0
6	<p>本土事業者等は、島ごとの販売数量を記入してください。</p> <p>※自島のみで販売している場合は、添付の必要はありません。</p>			
7				
8				0
9				0
10				0
	総合計	15,980		153,800

### (3) 請求書の提出期限および送付先

以上の2つの書類(値引販売開始した月から12月の販売分まで)については、値引販売した月の翌月15日までに、37ページに記載されている受付窓口一覧の窓口宛に毎月お送りください。

(例) 6月販売分－7月15日まで    7月販売分－8月15日まで

※翌年1月の販売分は、提出書類が異なりますのでご注意ください。

※助成金のお支払いは、値引販売月の翌々月の末頃になる予定です。

(例) 6月販売分－8月末頃    7月販売分－9月末頃

## 6. 値引額の助成金の請求手続き(1月分)

### (1) 1月分の助成金の請求に必要な書類(提出書類)

翌年2月15日までに、次の書類を提出していただきます。

※様式書類及び手続き方法については、1月頃に全石連よりご連絡いたします。

#### 離島のガソリン流通コスト対策事業実績報告書(様式第10号の1)

##### <添付書類>

##### ○離島内の販売店の場合

「月間 販売・仕入記録表(島内販売用)」(1月分)、又はPOSシステムによる日報及び月報(1月分)を添付してください。

##### ○島外から配送により離島の消費者に直接販売している場合

「月間 販売数量表(需要家直送用)」(1月分)、及び配送したことを証明する書類(配送伝票等の写し)(1月分)を添付してください。

#### 離島のガソリン流通コスト対策事業支払請求書(様式第14号の1)





記入例：離島のガソリン流通コスト対策事業補助金支払請求書（様式第14号の1）

（様式第14号の1）



令和〇〇年〇〇月〇〇日

全国石油商業組合連合会  
会長 森 洋 殿

（申請者）

住所	〇〇県〇〇郡〇〇町2-17-14
フリガナ	ゼンコクセキユ(カ)
氏名又は名称及び代表者名	全国石油株 全石 太郎 ○
補助金交付承認番号	〇〇-〇〇-〇〇〇-〇〇〇

「交付決定通知書」記載の「交付決定日」を記入します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇  
全石 次郎

離島のガソリン流通コスト対策事業（値引販売）  
補助金支払請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付で補助金の交付決定通知を受けた標記補助事業に関し、業務方法書第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

1. 対象給油所等

都道府県名	〇〇県	離島名※1	〇〇島	本土事業者※2	
給油所等名称	〇〇〇〇給油所				
給油所等住所	〒111-0000	〇〇県〇〇郡〇〇町	1月販売分を記載してください。		

※1「離島名」は本土事業者の場合は空欄。 ※2 本土事業者の場合は○印を付記。

2. 請求金

「実績報告書」記載の値引販売開始後の累計額です。

200008 円 (A)

3. 請求金額の内訳

補助対象経費	実績額(C)	概算払済額(B)	今回請求金額(A)
ガソリンの値引販売に要する経費	3697865 円	3497857 円	200008 円

※ 本土事業者等の場合は、様式第14号の1別紙に離島等指定区域等内報を記入。

4. 送金先

「実績報告書」記載の受給済み補助金総額です。

離島のガソリン流通コスト対策事業補助金交付申請書に記載の口座に送金してください。

記入例：離島のガソリン流通コスト対策事業補助金支払請求書（様式第14号の1別紙）



（様式第14号の1別紙）

本土事業者等実績額内訳

＜最終月（1月）実績＞

都道府県名	離島名	ガソリン値引販売 数量内訳（L）	値引額 （円/L）	値引販売を行った 総額内訳（円）
1 ○○県	○○島	1,000	10	10,000
2 ○○県	×○島	1,000	10	10,000
3 ×○県	▲○島	1,000	7	7,000
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
総合計		3,000		27,000

「実績報告書」は累計を、「支払請求書」は最終月の請求内訳を記載してください。

## 7. お客様の問い合わせ対応Q & A

Q: 軽油や灯油も値引きになりますか？

A: 値引の対象はガソリンのみです。国の支援策はガソリンのみを対象にしているので、申し訳ありませんが軽油や灯油など他の油種は通常価格となります

Q: クレジットカードでも値引になりますか？

A: 一般のクレジットカードなら値引の対象です。ただし、本土の事業者が小売価格を設定するカードなど対象とならないカードもあります

Q: カードで支払います。(発券店値付けカード客が来店してカードを提示)

A: このカードですと離島の値引の対象となりませんがよろしいでしょうか

Q: なぜ対象とならないのですか？

A: このカードの小売価格はカード発行者が決めた価格で、当店は給油の代行を行うだけなので、国の離島支援の対象外となっています

Q: 値引販売はいつまで継続するのですか？

A: 今年度の国の支援策ですので、予算の範囲内で、来年の1月までは値引販売する予定です。それ以降のことはまだ決まっていません

### Ⅲ 「運営経費等の助成」の利用方法

「離島のがソリン販売関係法定検査等支援事業実施の手引き」及び

「離島のがソリンスタンド等支援事業実施の手引き」をご覧ください。

### Ⅳ 注意事項

#### 1. 支援事業の申請などについての相談

販売店の系統に応じて問い合わせに対応します。

○商系販売店－都道府県石油商業組合、全国石油商業組合連合会

○漁協系販売店－全国漁業協同組合連合会

○農協系販売店－全国農業協同組合連合会、各県経済農業協同組合連合会

#### 2. 経理処理について

国の補助金(今回の助成金)で得た収入については、帳簿上、明確に他の収入と区別することが必要です。

例えば、収入科目として、「〇〇年度補助金収入」などを設定してください。

### 3. 書類の保存について

この手引書で説明した関係書類や会計帳簿等については、値引販売の期間終了後、5年間保存する必要があります。

国庫補助事業では必要に応じて会計検査院が現地調査を行います。その際、関係書類の開示を求められますので、しっかりと管理・保管してください。

## 受付窓口一覧

販売店の系統に応じて対応します

商系販売店・・・石油商業組合、全国石油商業組合連合会

(※)印のある石油商業組合では、漁協系の申請窓口を兼ねています。

漁協系販売店・・・全国漁業協同組合連合会

農協系販売店・・・全国農業協同組合連合会

北海道石油商業組合 (※)	〒062-0931 札幌市豊平区平岸一条6丁目3-47石油会館 TEL 011-822-8111 FAX 011-811-7498
宮城県石油商業組合	〒980-0802 仙台市青葉区二日町12-6宮城県石油会館 TEL 022-265-1501 FAX 022-264-1072
山形県石油商業組合	〒990-0071 山形市流通センター3-6-2 TEL 023-664-2821 FAX 023-625-2885
新潟県石油商業組合	〒951-8131 新潟市中央区白山浦1-636-30中小企業会館3階 TEL 025-267-1321 FAX 025-233-1514
東京都石油商業組合	〒100-0014 千代田区永田町2-17-14石油会館 TEL 03-3593-1421 FAX 03-3593-0336
愛知県石油商業組合 (※)	〒460-0024 名古屋市中区正木3-2-70愛知県石油会館 TEL 052-322-1550 FAX 052-322-5080
石川県石油商業組合 (※)	〒920-8203 金沢市鞍月5-177AUBE II 4階 TEL 076-256-5330 FAX 076-238-3330
兵庫県石油商業組合 (※)	〒650-0024 神戸市中央区海岸通2-2-3サンエービル5階 TEL 078-321-5611 FAX 078-321-5615
岡山県石油商業組合 (※)	〒700-0953 岡山市南区西市110-1 TEL 086-246-2040 FAX 086-246-2151
広島県石油商業組合	〒732-0828 広島市南区京橋町9-21三共京橋ビル3階 TEL 082-261-9431 FAX 082-264-1022
島根県石油商業組合	〒690-0048 松江西市嫁島3-5-25島根県石油会館 TEL 0852-25-4488 FAX 0852-27-8544
山口県石油商業組合	〒754-0002 山口市小郡下郷2216番地1泉ビル301号 TEL 083-973-4400 FAX 083-973-4402
愛媛県石油商業組合	〒790-0064 松山市愛光町1-24えひめ石油会館 TEL 089-924-3856 FAX 089-923-4735
香川県石油商業組合	〒760-0018 高松市天神前10-5高松セントラルスカイビル8階 TEL 087-833-9665 FAX 087-833-9665
大分県石油商業組合 (※)	〒870-0034 大分市都町3-6-26大分県石油会館 TEL 097-533-0235 FAX 097-533-0237
長崎県石油商業組合 (※)	〒850-0035 長崎市元船町2-8元船さくらビル5階 TEL 095-826-4181 FAX 095-826-0649
熊本県石油商業組合 (※)	〒860-0862 熊本市中央区黒髪1-11-10東鋼ビル3階 TEL 096-285-3355 FAX 096-345-1335
鹿児島県石油商業組合	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町5-19鹿児島県石油会館 TEL 099-257-2822 FAX 099-253-1578
全国石油商業組合連合会 政策グループ 環境・安全対策チーム	〒100-0014 千代田区永田町2-17-14石油会館 TEL 03-3593-5832 FAX 03-3593-5830
全国漁業協同組合連合会 漁政部	〒104-0033 東京都中央区新川1-28-44 TEL 03-6222-1314 FAX 03-6222-1361
全国農業協同組合連合会 総合エネルギー部石油課	〒100-6832 東京都千代田区大手町1-3-1JAビル TEL 03-6271-8336 FAX 03-5218-2546